

大分県報

令和三年
号外（四一）
四月一日

（木曜日）

目次

人事委員会規則

職員給与の支給等に関する規則の一部改正	一
管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	二
大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	二
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正	三
職員の特地勤務手当の支給に関する規則等の一部改正	三
職員の退職管理に関する規則の一部改正	四
人事委員会告示	四
労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示の一部改正	四

○人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第七号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の知事の事務部局の部の本庁の項中「地域保健推進監」の下に「、感染症対策監」を加え、「農地活用推進監」を「水田畑地化推進監」に改め、同部の保健所の項中「副所長」の下に「（医療職（一）四級の職にある者又は医療職（一）三級のうち人事委員会が指定する職にある者）」を加え、同部の土木事務所の項中

令和三年四月一日

大分県報号外（人事委規則）

一

次長（行政職七級又は六級の職にある者（人事委員会が指定する職にあるものを除く。）、室長（行政職七級又は六級の職にある者）	七種
室長	十種

次長、室長

七種

に改め、同

局長	一種
参事監	三種

局長

一種

を

局長	一種
参事監	三種

局長

一種

に改め、同

理事	二種
教育次長、参事監	三種

理事

二種

を

教育次長、参事監	三種
----------	----

教育次長、参事監

三種

に、「所

長」を「室長、所長」に改め、「、法務調整監」を削り、同部の教育事務所の項の次に次のように加える。

高等特別支援学校開校準備室	室長	六種
---------------	----	----

高等特別支援学校開校準備室

室長

六種

別表第三の教育委員会の部の教育センターの項中「部長（行政職七級又は六級の職にある者）」の下に「、参事（人事委員会が指定する職にあるもの）」を加え、同部の埋蔵文化財センターの項中

大分県報号外（人事委規則）

一

所長 六種 を

副所長 七種
に改め、同

表の警察本部の部の本部の項中「機動捜査隊長」の下に、「会計管理センター所長」を加える。

別表第四のハの表中

4 級	110,100円
3 級	110,100円

を

別表第五のハの表中

4 級	126,600円
2 種	126,600円
3 種	110,100円

に改める。

別表第五のハの表中

4 級	92,700円
3 種	92,700円

を

4 級	106,700円
2 種	106,700円
3 種	92,700円

に改める。

第一号様式中「本人印」を「本人の 印」に改める。「通知者印」を「通知者の確認」に改める。

第七号様式中「印」を「の確認」に改める。

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給等に関する規則別表第三の警察本部の部の本部の項の規定は、令和三年三月二十五日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日 大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年大分県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の議会議務局の部中「課長補佐」の下に「主幹（班の総括である課長補佐・主幹に限る。）」を加え、同表の知事部局の部の本庁の項中「（職員派遣をされている参事監を除く。）」及び「情報政策課参事」を削り、同部の保健所の項中「所長」の下に「副所長」を加え、同部のこども・女性相談支援センターの項中「総務企画課長」を「総務課長」に改め、同部の農林水産研究指導センターの項中「参事監」を削り、同表の教育委員会の部の本庁の項中「課長」の下に「室長」を加え、「法務調整監」を削り、「改革企画班参事・主幹・副主幹」を「改革企画班課長補佐・主幹」に、「企画・予算班主幹・副主幹・主査」を「企画・予算班課長補佐・副主幹」に、「担当する副主幹・主査」を「担当する副主幹」に、「福利課管理予算班課長補佐」を「福利課管理予算班主幹」に、「安全・安心企画班主幹」を「安全・安心企画班副主幹」に、「社会教育課管理予算班参事」を「社会教育課管理予算班課長補佐」に、「教育文化班主幹」に改め、同部中

教育事務所

所長、総務課長

を

教育事務所

所長、総務課長
高等特別支援学校開校準備室 室長

に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日 大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第九号 大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を

定める規則の一部を改正する規則

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十四年大分県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。
 別表の姫島村の部の出先機関の款の高齢者福祉生活センターの項中「高齢者福祉生活センター」を「生活支援ハウス」に改め、同表の日出町の部の本庁の款の町長部局の項を次のように改める。

町長部局	会計管理者、課長、契約検査室長、参事、財政課課長補佐、総務人事係長、財政係長又は総務課課長補佐、副主幹、主査若しくは主任（職員団体担当又は人事、給与、服務、組織若しくは定数について企画に関する事務を行う者に限る。）
------	---

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の内給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十号

職員の内給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の内給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年大分県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「及び」の下に「高等特別支援学校開校準備室並びに」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

令和三年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十一号

職員の特地勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の特地勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第一条 職員の特地勤務手当の支給に関する規則（昭和四十六年大分県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第二条、第三条関係）

組織の区分	級別	郡市名	公署名
警察本部	第一級	玖珠郡	九重青少年の家
		玖珠郡	長者原警察官駐在所、飯田警察官駐在所
警察本部	第一級	竹田市	七ツ森警察官駐在所、宮砥警察官駐在所
		豊後大野市	上緒方警察官駐在所

別表第二（第二条関係）

組織の区分	郡市名	公署名
警察本部	国東市	熊毛警察官駐在所
	東国東郡	姫島警察官駐在所
	日田市	上津江警察官駐在所、中津江警察官駐在所
	竹田市	宮城警察官駐在所、萩警察官駐在所
	佐伯市	小野市警察官駐在所
	津久見市	保戸島警察官駐在所

（職員の特地勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 職員の特地勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成十九年大分県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

附則第八項を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において特地勤務手当の支給を

受けていた職員で、第一条の規定による改正後の職員の特地勤務手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）に基づく特地勤務手当の支給を受けないこととなる者については、施行日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の規則第三条の規定にかかわらず、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた公署に引き続き勤務する場合（当該公署の移転があった場合を除く。）においては、施行日の前日における給料及び扶養手当の月額合計額（その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に、第一条の規定による改正前の職員の特地勤務手当の支給に関する規則（次項において「改正前の規則」という。）別表第一の級別区分欄に掲げる公署の級別区分に応じ、改正後の規則第三条に掲げる支給割合を乗じて得た額を特地勤務手当として支給する。

3 施行日の前日において改正前の規則別表第一の警察本部の部若しくは別表第二又は第二条の規定による改正前の職員の特地勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則別表第八項に掲げる公署で、施行日において改正後の規則別表第一又は別表第二に掲げる公署（以下「特地公署等」という。）に該当しないこととなるもの（施行日以後に移転したものを除く。）は、施行日の前日に当該公署に勤務する職員で施行日以後当該公署に引き続き勤務することとなるものに係る特地勤務手当に準ずる手当の支給については、施行日から令和四年三月三十一日までの間、特地公署等とみなす。この場合において、特地勤務手当に準ずる手当の月額の算定は、改正後の規則第五条第二項の規定にかかわらず、施行日の前日における給料及び扶養手当の月額合計額（その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）を基礎として行うものとする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員についての附則第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「施行日の前日における給料」とあるのは、「施行日の前日における給料の月額に職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とする。

職員員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

大分県人事委員会規則第十二号
大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則
職員の退職管理に関する規則（平成二十八年大分県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三号二中「及び所長」を「、所長及び室長」に改め、同号へを同号トとし、同号ホの次に次のように加える。

- へ 教育組織規則第二十一条の二第一項に規定する室長
- 第一号様式中「㊸」及び注1を削り、注2を注とする。
- 第二号様式中「㊹」及び注を削る。
- 第三号様式中「㊺」及び注を削る。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

○人事委員会告示

大分県人事委員会告示第三号

労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示（平成十一年大分県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和三年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

第二号の表中「教育庁日田教育事務所」を「教育庁日田教育事務所
教育庁高等特別支援学校開校準備室」に改め

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。